住所　大阪市東成区東小橋２丁目５番15―1002号
金小百合　昭和58年８月17日生
住所　大阪市東淀川区大桐１丁目４番19号
鄭卓　昭和55年８月26日生
住所　大阪市旭区清水５丁目４番３号
沈撰亨　昭和58年10月６日生
住所　大阪府東大阪市若江本町２丁目11番36号
車光烈　昭和32年11月30日生
住所　大阪府東大阪市若江本町２丁目２番15号
金正植　昭和13年12月15日生
趙貞任　昭和15年８月27日生
金昌信　昭和43年10月18日生
住所　大阪府吹田市豊津町５番26号
金南錫　昭和10年３月22日生
朴太康　昭和30年10月21日生
朴光麗　昭和38年４月28日生
住所　大阪府東大阪市長堂１丁目24番６号
郭相泰　昭和56年２月25日生
宋沙惠　昭和55年12月５日生
郭伊玲　平成22年10月17日生
住所　堺市東区北野田555番地36
金尊志　昭和45年３月12日生
吳美奈子　昭和42年９月24日生
住所　大阪府東大阪市足代新町20番11号
朴惠美子　昭和31年５月22日生
黃惠　昭和60年１月31日生
住所　大阪市福島区海老江６丁目７番７号
黃仁樹　昭和55年９月29日生
住所　大阪市都島区大東町２丁目７番２号
金奉烈　昭和27年８月28日生
金好惠　昭和57年10月31日生
金規代　昭和59年４月８日生
金有花　昭和60年11月18日生
金麻由　昭和62年11月17日生
住所　大阪府富田林市木戸山町13番25号
金康秀　昭和42年12月５日生
住所　堺市堺区山本町５丁110番地３
申義徳　昭和15年１月16日生
住所　大阪市城東区鴫野西５丁目14番16号
金宗泰　昭和12年９月５日生
柳貞姫　昭和12年２月15日生
住所　堺市堺区宿院町東３丁１番14―607号
蔡美希　昭和55年４月６日生
住所　大阪府高槻市浦堂３丁目14番23号
金大輝　昭和53年６月15日生
住所　大阪府茨木市玉櫛１丁目10番12―106号
吳聖姫　昭和40年３月30日生
梁明姫　平成３年９月５日生
住所　大阪市東成区大今里２丁目33番９号
具惠淑　昭和41年６月10日生
住所　大阪市鶴見区安田４丁目９番８号
姜優子　昭和44年６月７日生
住所　大阪市生野区桃谷３丁目４番５号
金星玉　昭和59年12月８日生
住所　大阪市住吉区長居東２丁目４番９号
李靜枝　昭和30年３月20日生
鄭絢子　昭和57年７月20日生
鄭康平　平成４年８月１日生
住所　大阪市鶴見区鶴見１丁目６番109―1102号
鄭晋平　昭和54年11月６日生
住所　さいたま市中央区本町西４丁目７番15号
金眞寛　昭和43年６月10日生
住所　埼玉県坂戸市大字中里271番地６
崔明子　昭和20年９月27日生
住所　岐阜県多治見市虎渓山町５丁目67番地21
金卓慶　昭和50年３月11日生
住所　東京都目黒区上目黒３丁目７番11号
具靜美　昭和43年10月20日生
住所　東京都江戸川区西瑞江４丁目19番地９
宋ゆみ　昭和61年８月29日生
住所　東京都府中市東芝町１番地13
高国哲　昭和59年８月28日生
住所　山口県下関市千鳥ヶ丘町18番３号
孫城順　昭和37年３月２日生

○農林水産省告示第二千二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　(一)　保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町穂別和泉三〇三の四二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町穂別富内一一〇の一・一一〇の二・一一〇の一二・一一〇の一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町字宮津二六九地先から二七一地先まで・二八〇地先・二八一地先・二八四地先から二八七地先まで・三一三地先・三一四の一地先・三七〇の一地先（以上十一筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、二八二地先・三七〇の四（以上一筆地先について次の図に示す部分に限る。）、二六九から二七一まで、二八〇から二八二まで、二八四から二八七まで、三一三の一、三一三の四の一、三一三の四から三一三の六まで、三一五、三一六、三七〇の一、三七一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに釧路市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十四年三月六日農林水産省告示第五百四十八号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎